## <月次報告様式(新様式 令和5年4月~)>

令和7年度 公文書開示(8月決定分)

| 令     | <b>和7年度 公文書開示 (8月決定分)</b><br> |            |  |             |       |     |     |        |       |     |          |        |    |        |    |     |  |                                  |
|-------|-------------------------------|------------|--|-------------|-------|-----|-----|--------|-------|-----|----------|--------|----|--------|----|-----|--|----------------------------------|
|       |                               |            |  |             | Э     | 定区  | ()  | (根拠規定) |       |     |          | 列 7    | 余  |        |    |     |  |                                  |
| 月整理番号 | 請求年月日                         | 決 定<br>年月日 | 公文書の件名   | 総<br>枚<br>数 | 開示 開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1 2 号 | 3号- | 4<br>号 - | 5<br>号 | 6号 | 7<br>号 | 8号 | 9 号 | 不開示理由等   | 所管局部課等                           |
| 1     | R7. 5. 27                     | R7. 8. 26  | 令和6年度・7年度 犯罪被害<br>等のリスクを抱える若者に係る相談窓口 きみまも@歌年<br>伎町の運営委託において、<br>和6年5月以降、東京都が作成、取得した文書<br>社会福祉法人やまて福祉会及<br>びきみまも@歌舞伎町で提出<br>した文書全て<br>建物賃貸借契約・支出に関す | 133         | 1     |     |     |        |       |     |          |        |    |        |    |     |  | 都民安全総合<br>対策本部総合<br>推進部都民安<br>全課 |
| 2     | R7. 5. 27                     | R7. 8. 26  | る文書 令和6年度・7年度 犯罪被害等のリスクを抱える者のリスクを抱えるものであるもので変数を対したの運営委託に対した文書 社会福祉法人やまて福祉会及動した文書全では、取得した文書をである。 では、  | 1, 133      | 1     |     |     |        | 1     | 1   | 1        | 1      | 1  |        |    |     | (7条2号)<br>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため<br>(7条3号)<br>公表されていない担当者の連絡先を公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるといより、当該といるのであるため<br>(7条4号)<br>印影を公にすることにより、印の偽造等、当該との秩序の維持に支障を<br>の秩序の維持に支障を<br>(7条5号)<br>公にすることにより、印の偽造等、とはの<br>(7条5号)<br>公にすることにより、印の偽造等、といるといるといるを<br>(7条5号)<br>公にすることにより、対方を表しているといるがあるだめ、次で都の機関が行うといるおとにより、本で関政を<br>思決定の中立性が不当に関がであるに関がであるため<br>であって、かられるため | 都民安全総合<br>対策本部<br>推進部<br>全課      |
| 3     | R7. 8. 15                     | R7. 8. 27  | 都民の声総合窓口から各局都<br>民の声窓口へ・B票   | 2           | 1     |     |     |        | 1     |     |          |        | 1  |        |    |     | (7条2号)<br>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>(7条6号)<br>都の広聴業務担当部署の内部管理情報であって、公にすることにより、当該組織の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(7条6号)<br>公にすることにより、都民からより多くの率直な要望等をいただき都政に還元するという都の広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため  | 都民安全総合<br>対策本部総合<br>推進部総合推<br>進課 |